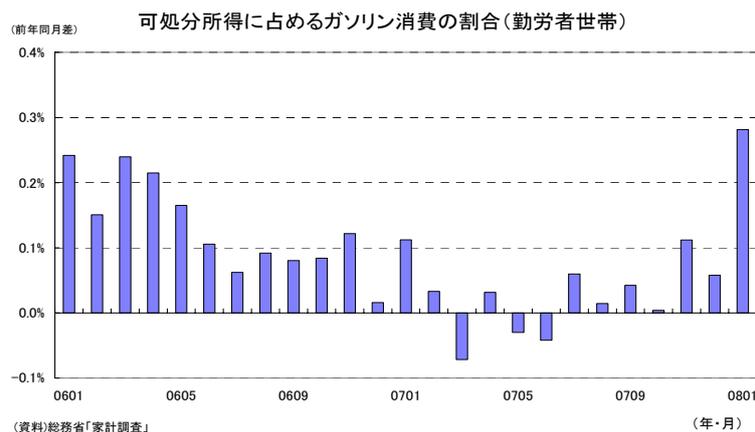


Weekly エコノミスト・レター

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

ガソリン価格の値下げによる家計への影響

1. 揮発油税の暫定税率維持を盛り込んだ租税特別措置法改正案が、2007年度内に参議院で議決されることは、ほぼ絶望的な状況になってきた。
2. 4月から暫定税率が失効した場合、ガソリンや軽油の価格が下がる。家計調査の勤労者世帯のデータからは、暫定税率が廃止となれば、世帯ベースのガソリン負担額は一月あたり▲1,376円減少すると試算される。これは、勤労者世帯の可処分所得を約0.3%押し上げる規模である。
3. 4月末以降、租税特別措置法改正案が衆議院で再可決されれば、暫定税率は復活することになる。しかし、一度、ガソリン価格などが下がってしまえば、消費者にとっては暫定税率の復活は、実質的な増税となる。このため国民からの批判が高まれば、与党も再可決に踏み切れなくなる可能性も出てくる。
4. この場合、国や地方の財政にとっては、大規模な税収減が生じるため、国債の増発や、道路整備に対する事業量を大幅に削減することで対応する必要が出てくることは大きな問題となるだろう。



研究員 篠原 哲（しのはら さとし） (03)3512-1838 shino@nli-research.co.jp

ニッセイ基礎研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 3F TEL: (03)3512-1884

ホームページアドレス: <http://www.nli-research.co.jp/>

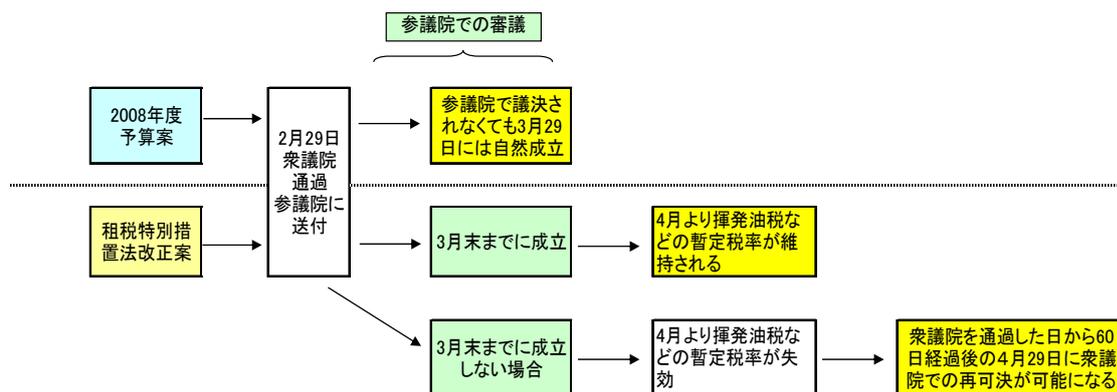
＜ガソリン価格の値下げによる家計への影響＞

● 濃厚となる道路特定財源の暫定税率の期限切れ

3月末で期限切れとなる、揮発油税の暫定税率維持を盛り込んだ租税特別措置法改正案が、2007年度内に参議院で議決されることは、ほぼ絶望的な状況になってきた。

08年度当初予算案と、租税特別措置法改正案は2月29日に衆議院を通過している。今回の予算は、参議院の議席の過半数を野党が占める「ねじれ国会」の状況下にあるため、当初は予算の年度内の成立も不透明な状況にあった。当初予算には、衆議院で可決されれば、参院の議決がなくても衆議院の通過から30日で自然成立する、いわゆる「30日ルール」が存在するため、予算については年度内の成立が確定しているが、租税特措法などの予算関連法案の成立については、年度内の参議院での議決が必要となる。揮発油税などの道路特定財源の暫定税率は1970年代から、ほぼ5年ごとに延長されてきたが、これらは今年の3月末に、期限切れを迎えることになる¹。このため、租税特措法が、年度内に参院で議決されないと、4月1日から揮発油税などの道路特定財源の暫定税率は、自動的に効力を失うことになる。

2008年度予算案と租税特別措置法改正案の成立までの流れ



道路特定財源とは、自動車やその燃料であるガソリンなどにかかる税金を、一般の税金とは区別して、あらかじめ道路整備に用途を特定した財源であり、その規模は、2008年度ベースで、国税3.3兆円・地方税2.1兆円の合計5.4兆円に及ぶ。また、道路特定財源には、道路整備の拡充に当てるといふ目的のもと、本則の税率と比較し約2倍の暫定税率が設定されている。例えばガソリンに課税される揮発油税については、本則税率である1リットル当たり24.3円であるのに対して、暫定税率では48.6円となっている。暫定税率による年間の税収増は、国が1.7兆円、地方が0.9兆円の合計約2.6兆円の規模である。

前述のように、暫定税率の維持を含む租税特別措置法改正案は、衆議院を2月末に通過してい

¹ 自動車重量税は4月末

るため、参議院が採決を見送っても、60日後の4月末には衆議院の3分の2以上の賛成により再可決・成立することが可能になる。このため5月以降、暫定税率は復活する可能性があるが、最低でも4月中については暫定税率の失効によりガソリンや軽油の価格が下げられ、家計や、国や地方自治体の税収などに影響が生じることは避けられない情勢になっている。

道路特定財源の諸税一覧

(国分)

税目	道路整備充当分	税率	2008年度税収(億円)	暫定税率の上乗せ分(億円・概算)	暫定税率の期限
揮発油税	ガソリンにかかる税	全額 暫定税率 48.6円/L (本則税率) 24.3円/L	27,685	13,843	08年3月末
石油ガス税	石油ガスにかかる税	収入額の1/2 本則税率 17.5円/kg	140		
自動車重量税	車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税	収入額の2/3(国税分)の約8割 暫定税率 自家用6300円/0.5t年 (本則税率) 自家用2500円/0.5t年	5,541	3,342	08年4月末
国税分合計			33,366	17,185	

(地方分)

税目	道路整備充当分	税率	2008年度税収(億円)	暫定税率の上乗せ分(億円・概算)	暫定税率の期限
地方道路譲与税	ガソリンにかかる税、納付は揮発油税とともに行われる	地方道路税の収入額的全額 暫定税率 5.2円/L (本則税率) 4.4円/L	2,962	456	08年3月末
石油ガス譲与税	石油ガスにかかる税	石油ガス税の収入額の1/2 本則税率 17.5円/kg	140		
自動車重量譲与税	車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税	自動車重量税の収入額の1/3 暫定税率 6300円/0.5t年 (本則税率) 2500円/0.5t年	3,575	2,156	08年4月末
軽油引取税	軽油等にかかる税	全額 暫定税率 32.1円/L (本則税率) 15.0円/L	9,914	5,281	08年3月末
自動車取得税	自動車を取得した場合にかかる税	全額 暫定税率 自家用は取得価格の5% (本則税率) 取得価格の3%	4,024	1,610	08年3月末
地方税分合計			20,615	9,503	
国+地方 合計			53,981	26,688	

資料:国土交通省、財務省、総務省資料より作成

注1: 税収は2008年度当初予算案と2008年度地方財政計画案の数値。

注2: 暫定税率による上乗せ分は、税収と税率から筆者が試算した。ただし自動車重量税については、自家用の税率を、自動車取得税については2/5を乗じて算出しているため、実際よりも上乗せ額の規模が大きくなっている。

● ガソリン価格の値下げによる家計への影響

4月から暫定税率が廃止となった場合、家計に対して最も影響を及ぼすものは、ガソリンや軽油の価格の値下げであると考えられる。

現在、ガソリンについては、1リットルあたり53.8円(揮発油税48.6円、地方道路税5.2円)の税金がかかっているが、暫定税率が廃止になれば、税金は28.7円/1(揮発油税:24.3円、地方道路税4.4円)まで軽減されることになり、25.1円/1の値下げとなる。同様に軽油についても1リットルあたり32.1円の税金(軽油引取税)がかかっているが、暫定税率の廃止により、税負担は1リットルあたり15.0円と、現状から17.1円/1の値下げが実施されることになる。

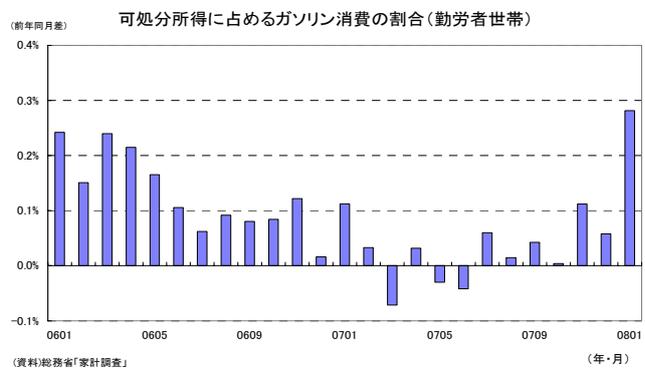
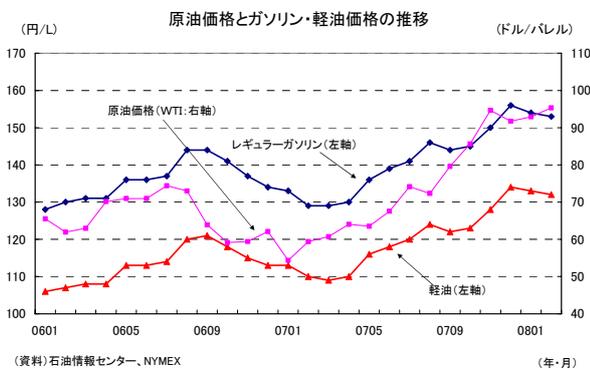
ガソリン関係の暫定税率の現状

	ガソリン税	軽油取引税
暫定税率(円/l)	53.8	32.1
上乗せ部分(円/l)	25.1	17.1
本則部分(円/l)	28.7	15

ガソリン税=(揮発油税48.6円、地方道路税5.2円)

原油価格の上昇に伴い、最近ではガソリンや軽油価格が上昇する傾向が続いている。レギュラーガソリンの価格は、07年1月には1リットルあたり133円であったが、08年2月には153円/1まで上昇した。これらは、賃金が伸び悩むなか、家計の所得を実質的に減少させ、消費者マインドを悪化させる要因のひとつとなっていると考えられる。

家計調査の勤労者世帯のデータによると、可処分所得に占める「ガソリン」（家計調査の「ガソリン」には、レギュラー・ハイオクガソリン・軽油が含まれる）に対する支出の割合は、2007年末ごろから前年同月よりも増加しており、08年1月は同0.28%ポイント増となっている。たしかに4月以降、暫定税率が廃止となり、ガソリンや軽油の価格が値下がりすれば、家計にとっては消費者マインドを改善させる効果はあるだろう。



「家計調査」の「勤労者世帯」のデータから、暫定税率の廃止による世帯の所得への影響を簡単に試算してみたい。勤労者世帯における2007年の実収入の月平均額は52万8762円であり、そのうち可処分所得は44万2504円、「ガソリン」に対する支出は7312円である。

勤労者世帯の「ガソリン」に対する消費規模 (家計調査・2007年平均)

	(円)
年間実収入	2007年平均 6,345,144
実収入(月平均)	528,762
可処分所得(月平均)	442,504
うちガソリン(月平均)	7,312
対可処分所得比	1.7%

(注)家計調査のガソリンは軽油も含む

先に触れたように、家計調査の「ガソリン」はレギュラー・ハイオクガソリンに加えて、軽油も含んでいる。そこで、この世帯が消費する「ガソリン」は全てレギュラーガソリンであり、軽油は消費しないものと仮定したうえで、2007年の購入数量から暫定税率廃止によるガソリン税の負担軽減額を試算すると、年間約▲16,500円、一月あたりでは▲1,376円となる。これは、勤労者世帯の可処分所得を約0.3%押し上げる規模となる。

毎月勤労統計によると 2007 年の一人当たり賃金は、前年比▲0.7%の減少となった。5 月以降、暫定税率が復活し、ガソリンや軽油価格が再び 3 月以前の水準に戻る可能性もあるが、4 月中のガソリン等の値下げは、物価上昇や所得の低迷が続く家計にとっては、若干なりともマインドを改善させることになりそうだ。

● 今後の注目点は衆議院での再可決か

1 月末の衆参両院議長のおっせんでは、道路特定財源の暫定税率の問題に関しては、「与野党間で十分な審議を尽くした上で年度内に一定の結論を得る」ことで与野党が合意していた。与党は、このおっせんに基づき、暫定税率延長を含む租税特別措置法改正案の修正協議を行い、年度内に改正案を成立させたい意向であるが、野党は、予算と予算関連法案の衆議院通過に際しての審議が不十分であったことを批判しており、参議院での月内の採択を拒否する姿勢を崩してはいない。

道路特定財源について、当初、与党は余剰分のみを一般財源化し、暫定税率は 10 年間維持する方針を打ち出していたのに対して、民主党は、一貫して、道路特定財源の全額を一般財源化し、暫定税率も廃止すべきとの主張を続けてきた。3 月 27 日には、福田総理が 2009 年度に一般財源化するという方針を表明はしたが、暫定税率については維持する方向性であり、現段階で、両党間の議論の決着点は見えていない。

道路特定財源の暫定税率が失効すれば、たしかに家計にとっては負担の軽減というメリットがあるだろう。しかし、いうまでもなく、失効により様々な問題が生じることは重要である。

まずは、必ずしも全ての給油所のガソリンが 4 月 1 日から値下がりするわけではないことが、消費者や企業の混乱を招く可能性がある。ガソリンにかかる揮発油税などは、製油所からの出荷時点で課税される「蔵出し税」であるため、給油所で 4 月以降に販売されるガソリンでも、3 月中に仕入れたものについては、暫定税率による税額が上乘せされている。仮に、給油所がこれらのガソリンを 4 月から値下げして販売するとすれば、企業の負担が増加することになるためだ。値下げにより、消費者が給油所に殺到すれば、ガソリンが品薄となることも想定される。

また、4 月よりガソリンなどの暫定税率が失効しても、4 月末以降、租税特別措置法改正案が衆議院で再可決されれば、暫定税率は復活することになる。しかし、一度、ガソリン価格などが下がってしまえば、消費者にとっては暫定税率の復活は、実質的な増税となる。このため、国民からの批判が高まれば、与党も再可決に踏み切れなくなる可能性も出てくるのではないか。

仮に暫定税率の廃止が恒久化され、5 月以降も暫定税率なしの価格が据え置かれるのであれば、家計にとっては、年間約 2.6 兆円規模という、消費税 1%相当の大規模な減税が実施されることになる。しかし、国や地方の財政にとっては、同規模の税収減が生じるため、国債の増発や、道路整備に対する事業量を大幅に削減することで対応する必要が出てくることは大きな問題である。財政赤字の拡大は、従来までの財政再建路線が後退することを意味する。また、事業量の減少が経済成長にマイナスの影響を与えるだけでなく、地域間の経済格差を拡大させてしまう可能性もある。



暫定税率の問題については、道路特定財源の一般財源化の問題や、環境税の導入などの問題と合わせ、歳出・歳入の両面からの一体的な改革を検討していく必要があると考えられるが、現状の国会での議論は、あくまで暫定税率の廃止の部分のみに焦点が当たり過ぎているのではないだろうか。

いずれにしろ、道路特定財源の暫定税率の維持を盛り込んだ租税特別措置法改正案が、2007年度内に参議院で議決される見通しは立っておらず、4月1日から暫定税率が失効することは避けられない状況になってきた。しかし、暫定税率が1ヶ月で復活するか、廃止が恒久化されるかでは、国民生活や経済に与える影響も大きく変わってくる。この意味でも、今後の国会審議については、4月末に衆議院で暫定税率が再可決されるか否かが、新たな注目点となってきた。

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

(Copyright ニッセイ基礎研究所 禁転載)